



非農地証明願 議案審議資料

判断基準		議案第2号 1番	
①	すべてを満たす	農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない。）	
		基盤整備事業の実施等の計画がない	
		違反転用していない（許可条件違反を含む）	
	いずれかを満たす	森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難	
上記以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる。			
②	転用許可不要案件		
③	自然災害により耕作が不可能となった農地で、農地への復旧が著しく困難であると認められる		
④	すべてを満たす	その土地を農地に該当しないと判断しても、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるなどの影響が特段見込まれない	該当
		農地に該当しない状態が20年を超える	該当
		農地法第51条第1項の規定による処分の対象となった土地でない	該当
		農用地区域内ではない	該当